

乳児用食品の規格基準が適用される食品に対する表示(表示基準)



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

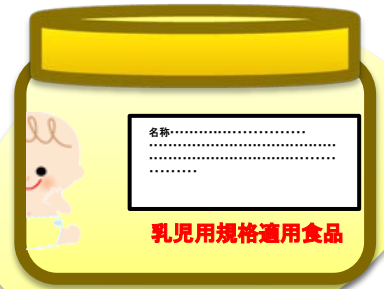
「乳児」とは、『1歳未満』をいう。

①具体的な表示例【改正表示基準府令第1条第2項第45号】

◆ 乳児用食品の規格基準が適用される食品には、『**乳児用規格適用食品**』と表示する。

〔 または、『乳児用規格適用』
『本品は(食品衛生法に基づく)乳児用食品の規格基準が適用される食品です。』など 〕

[例1]



[例2]



[例3]



名称	米菓
原材料名	うるち米(国産)、植物油脂、でん粉、食塩、ごま、……
内容量	〇〇g
賞味期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
保存方法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存
製造者	〇〇株式会社 〇〇工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

本品は食品衛生法に基づく乳児用食品の規格基準が適用される食品です。

②省略規定【改正表示基準府令第20条】

◆ 乳児用規格適用食品であることが容易に判別できる食品にあっては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができる。

この省略規定の対象食品はいわゆる『粉ミルク』

- ① 乳児用調製粉乳
- ② アレルゲン除去食品及び無乳糖食品のうち、乳児(1歳未満)を対象としたいわゆる粉ミルク
- ③ 調製粉乳(フォローアップミルク等)



③紛らわしい表示の禁止規定【改正表示基準府令第1条第8項】

◆ 乳児用規格適用食品以外の食品にあっては、乳児用規格適用食品である旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

例：乳児用規格の対象でない食品に
「乳幼児用規格適用食品」
「乳児用規格適合食品」などの表示をすることは×

※例えば、「ベビー〇〇〇」(当該食品が「小さい」という趣旨で「ベビー」という用語を使用している場合。)や「こども〇〇〇」等の表記が付された食品であっても、対象年齢が1歳以上であることが社会通念上明らかな食品については、この表記のみをもって、直ちに乳児用規格適用食品と紛らわしい表示とみなされること(=紛らわしい表示の禁止規定に該当すること)はない。

【施行期日】

平成24年8月1日施行予定

※ただし、表示基準府令第1条第8項に規定する紛らわしい表示の禁止規定は、平成25年1月1日から施行。

【経過措置】

平成25年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入される乳児用規格適用食品の表示については、改正後の表示基準府令第1条第2項第45号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

乳児用食品

基準値

50
ベクレル/kg

含まれる食品の範囲

乳児*1の飲食に供することを目的として販売するもの

⇒消費者が表示内容等により乳児向け(1歳未満)の食品であると認識する可能性が高いものを対象

*1「乳児」とは、『1歳未満』

「乳児」の年齢については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等
他法令に準じて「1歳未満」をその対象

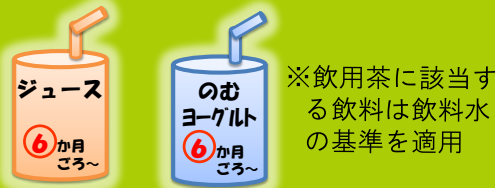
■ 乳幼児用食品(おやつ等)



■ ベビーフード



■ 乳幼児向け飲料



■ その他(服薬補助ゼリー、栄養食品等)



■ いわゆる粉ミルク(乳児用調製粉乳*2-乳幼児を対象とした調製粉乳等)



*2健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途食品のうち、「母乳代替食品としての用」に適する旨の表示許可を受けたもの



飲料水

基準値 10 ベクレル/kg

含まれる食品の範囲

- 直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶

牛乳

基準値 50 ベクレル/kg

含まれる食品の範囲

- 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料

一般食品

基準値 100 ベクレル/kg

含まれる食品の範囲

- 「乳児用食品」、「飲料水」、「牛乳」以外の食品